

思い出話し

山根久通

10年ひと昔と言いますが、私も現役を退いて14年という年月は遠くなったものです。遠くなったついでに、もっと遠いお話をしてみようと思います。

私が、東工営所下水係から、下水道部管理課調査係に異動した当時（昭和39年）の話です。

調査係が出来て2年目のことです。初代係長は松田茂さんでした。当時の下水道部は、建設2課と管理課の3課で、私が勤務する管理課は、扇町公園内の大阪プール（今はありません）のスタンド下の空間を事務所にした所です。

野球場へ行きますと、間口の広い売店は、カーブを描いています。あれと同じで変な気分です。係長側は外側で広く、係員側は内側というかプール側になるので狭く、競技の日はやかましく、夏は暑く、冬は寒いというところでした。前置きはそのくらいにして、さて、調査係はどんな仕事をする係かな・・・。

私の古い記憶をたどりますと、係の事務には、

1. 工場排水の調査に関する事
2. 処理区域の告示に関する事
3. 下水道使用量の認定に関する事

表現は間違っているかもしれませんが、大きく分けて、この3項目だったと思います。私は技術職員ですので、工場排水の調査を担当しました。

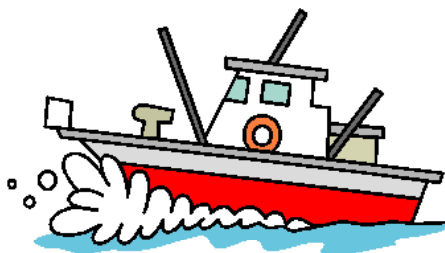
係長より、仕事の何たるかを詳しく説明を受けたものです。戦後の大阪市下水道の全域処理化への10ヵ年計画の策定に当たられただけあって、なかなか詳しいものでした。

今まで下水管を布設することしか知らない私は、180度転換して、まずは法律からと、右手に下水道法、左手に工業分類の厚い本を持ち、右往左往でした。私を含み3人の係員で、用水型の工場を調査しますが、当時メッキ工場などは、家内工業が多く苦労でした。

なんとか仕事にもなれ、春夏が過ぎ、秋も半

ばになった頃、「山根君えらいことや、大阪市の漁業組合から、市から排水される下水の質が悪いから水が汚れて魚が捕れない。漁獲が減った分を補償してくれ。」と言って来たよ。「港湾局が窓口だが、いわゆる漁業補償や。」部長が「君の方でとりあえず、漁獲が減った分を調べて欲しい」と言われた、と。さすがに係長も頭を抱え、私もしばし沈黙しました。「年間どれだけ漁獲があったのか、どんな種類の魚が獲れるのか、どうやって漁獲するのか・・・」それくらいの浅い知識からのスタートで全くお寒い話でした。

漁業を職業として営むには、漁業法に則って行います。そのため、漁業法の勉強です。下水道法より難しいものでした。結局、係長と私の仕事ととなったのです。



「山根君、年末に支払わないと駄目だ」と、それからは連日、魚屋です。

漁業法には、漁業権漁業、と許可漁業の二つがあります。この二つの事がわからず、所管が府ですので大阪府へ教えていただきに行ったこともありました。陸地から沖へ数キロメートルにわたり大阪湾岸に沿ってと、淀川の毛馬洗堰まで漁業権が設定されていました。（その外側で行う漁業を許可漁業と言うのです）

漁業権漁業、許可漁業ともそれぞれ船の大きさが定められ、漁網についても種類が定められています。調べたことを係長に説明しました。漁業の知識のない人が、知識のない人に説明するのも大変なことでした。トンチンカンな受け答えありで、今思えばおかしいことです。

今なら、テレビで漁獲の方法や、魚の映像が放映され、多少とも知識が得られますが、当時

はその様なものはありませんでした。

この様な問題が一般に知られるようになったのは、関空工事での補償でしょう。

それから連日、漁獲方法と魚の種類、漁獲量と、その金額の調査です。本で調べれば分かる

というもので

はありません。

だいたいその

ような本もあり

ませんし・

・・。府・市

の漁業統計の

1表くらいで、

その出典先へ足を運び写したり、また府の現地

調査員に会って聞いたり、それは大変でした。

「山根君、刺し網漁法はどんなのかな、網が刺

すわけではないしな・・・」

「刺しませんよ。魚の方が網にかかるというか

・・・」

「セイゴとはどんな魚やねん」「鱸の子ですわ」

「鱸はどんな魚やねん・・・」と漫才です。

(笑)「延縄で・・・」「はえ縄です」と言っ

た具合です。

そんなこと、こんなことで前年度の漁獲量を

推計したものです。

あとは、相手方から示された損失分と見比べて



その出典先へ足を運び写したり、また府の現地

調査員に会って聞いたり、それは大変でした。

「山根君、刺し網漁法はどんなのかな、網が刺

すわけではないしな・・・」

「刺しませんよ。魚の方が網にかかるというか

・・・」

「セイゴとはどんな魚やねん」「鱸の子ですわ」

「鱸はどんな魚やねん・・・」と漫才です。

(笑)「延縄で・・・」「はえ縄です」と言っ

た具合です。

そんなこと、こんなことで前年度の漁獲量を

推計したものです。

あとは、相手方から示された損失分と見比べて

どのように定めるか、市の下水ばかりではな

く、他都市の下水もあり、港湾工事もありで、

その配分に苦労されたことを思い出します。決

められた予算のなか、配分された下水の持分の

という考えでしたから。

この事務は2年行い、3年目は漁業権の買収

ということで終わりにになりました。

この時も買収をどんな方法で計算されるの

か、興味がありました。当時、土木関係では立

木の補償くらいしかなかったのです。私もいろ

いろと調べましたが、買収時、船や網等の時価

と収益で考えるしか方法はないと思ったもので

すが、結局そのようになったと聞きました。大

阪市域の漁業権漁業はこれにより消滅しまし

た。しかし、許可漁業は残っています。

海老江処理場は、雨水吐口が新淀川にある限

り憂うつが続くと思います。

この様な事務は、下水では、始めて終わりだ

と思います。そもそも補償するものは、目で見

えないのです。例えば立木、家屋、土地等は見

えますし動きません。しかし、魚は水の中で見

えないのです。多くいるのやら、少ないのやら、

海流の加減で住みつく魚もいるのですが、

回遊もします。海域の汚染もありますが、どこ

まで、どれだけ汚れているかとなると、なかな

か難しいものです。

毎年、終わって係長とやれやれやな、と言っ

